# 令和6年 学校生活のきまり

### I 登校・下校について

- (1) 8時10分から25分までに登校する。日直は配布物を取りに行く。
- (2) | 校時開始後に登校した場合は、必ず職員室に行き、先生の指示を受ける。
- (3)登校後は無断外出しない。ただし朝の登校から学活までの間、および放課後の再登校は、先生に許可を得たうえ、帰校後直ちに報告する。
- (4)下校時刻以後は、生徒会活動、部活動、補充教室のほか、学校行事等で担当の許可を受けた者以外 は残留しない。
- (5) 自転車による通学は禁止する。
- 2 学習について
- (1) 朝読書の開始時間(8時30分)になったら、自主的に取り組む。
- (2) 始業の時間までに席に着き、授業の準備をして静かに待つ。
- (3) 授業中はお互いに協力し、学習の妨げになるような行動をとらない。
- (4) 入室が遅れたとき、または、授業中座席を離れる必要がある時は、先生の許可を得る。
- (5) 学習用具を忘れた時は、始業の前に教科担任に申し出て指示を受け、勝手に友達同士で貸し借りしない。
- (6) I O分間の休憩時間は、次の授業の準備のための時間で、教室の移動や体育の着替えを敏速に行い、 次の学習に遅れないようにする。
- 3 服装について
- (Ⅰ)清潔な服装を心がける。
- (2) 登下校時は、必ず学校指定の標準服を着用する。衣替えはないが、儀式的行事の際は上着・ネクタイ・リボン着用で、ズボンは長いものとする。
- (3) 靴:登下校時は運動靴を着用する。

上履き:各学年カラーのラインの入ったルームシューズを着用する。

靴下:くるぶしがかくれる丈のソックスを着用する。スカートの場合は黒のタイツも可とする。 セーター:上着の下にスクールセーターを着用してもよい。

体育時の服装:指定の体育着を着用する。

- 4 頭髪について
- (I) 清潔な髪型を心がける。
- (2) 頭髪の変色や加工等は禁止。ムース等の整髪料も禁止。 後ろ髪が肩より長い場合は、装飾品のついていないゴムで結ぶ。

## 5 その他

- (1)装飾品(ピアス他)や化粧(マニキュア他)は禁止。
- (2) 学校指定のウインドブレーカーは部活動以外に、登下校時に着てもよい。ただし、上のみとする。
- (3) カバンは学校指定のものを使用する。
- (4)教科書、ノート等の学用品はカバンに入れて登下校する。体育着等が入りきらない場合は、サブバッグを用いる。
- (5) 学習に必要でない物(スマホ・携帯電話、マンガ・雑誌類、菓子類、不必要なお金等)は持ってこない。
- (6) 現金や貴重品等は必要な時以外は持ってこない。
- (7)登下校時の飲食は禁止。
- (8) 保護者が関知しない外泊はしない。

#### 6 諸届け

- (1) 欠席、遅刻、早退をする場合には、保護者が学校に連絡をする。
- (2) 登校後に急に早退・外出等の必要が生じた時は、学校から保護者に連絡をする。
- (3)体育の見学等の連絡は、確実に保護者が行う。
- (4) 事故等の緊急な用件は、電話等で速やかに連絡をする。

#### 7 諸活動

#### (1) 日直

- ①日直は各クラス輪番で行う。
- ②仕事の内容

8時20分までに登校し、職員室前の配布棚から配布物を教室に持って行き、日直の仕事に一日取り組む。

# 8 部活動について

- (1) 部活動は、自主的・意欲的に、三年間続けられるものに入部する。
- (2) 入・退部については、担任、保護者と相談の上、所定の用紙に署名・捺印して顧問に提出する。 入部届は毎年更新する。
- (3) 顧問教師等の監督のもと、所定の場所、時間に活動する。顧問がいないときは、代理顧問のもとで活動してもよい。
- (4)活動時間

原則的に、平日は放課後2時間程度の活動とする。

- (5) 放課後職員会議等がある時は、再登校とする。
- (6) 定期考査の一週間前から活動を中止する。ただし、公式試合や大会等の一週間前は活動を認める。

#### 9 タブレットについて

- (1) 足立区から貸与されたタブレットは、毎日持ち帰って各家庭で充電する。
- (2) 感染症流行時は、タブレットで健康観察を行う。
- (3) 不適切な使用や学校に置いたまま帰るなどした場合は、担任が一時預かり、指導の後返却する。